



命 守りたい

赤ちゃんからお年寄りまで

保健福祉・子ども・子育て・相談センターを新設

市では、高齢者の介護や子どもの発育、虐待など、さまざまな問題を抱える家庭に対し、包括的な支援を行うため、「保健福祉・子ども・子育て相談センター」を、4月から大仁庁舎内に開設します。

これまでは、相談内容により、市役所の相談窓口が分かれていましたが、これからは保健福祉全般に関する相談や、子育てに関する相談を一つの窓口で対応し、保健福祉サービスの充実を図ります。

(センター開設までの問合せ先) 市役所社会福祉課

☎ 0558(76)8008

県内初となる 保健福祉の総合相談窓口

近年、家庭における福祉の問題は複雑で多様化してきています。このため、家庭にとっては一つの問題でも、行政の支援方法が複数の所管部署にまたがることも珍しくありません。

市民の皆さんに、市役所をより身近に感じてもらい、より気軽に何でも相談してもらうため、子どもからお年寄りまで、何でも相談できる『保健福祉・子ども・子育て相談センター』を開設します。

このような市役所の中に、組織の枠を越えてすべての市民の保健と福祉、子育てに関する相談窓口の設置は、県内では初となります。

こんなときにご利用ください

■どこに相談していいかわからない場合

■相談内容が複数にまたがる場合



3つのサポートであなたを守る

サポート1

専門職が親身にサポート

センターには、保健や医療、福祉、子どもに関する専門職員が配置されているので、それぞれの立場から助言します。

サポート2

ワンストップでサポート

高齢者・障がい者・子どもの問題、認知症、虐待・DVの問題を包括的に（一括して）サポートします。

サポート3

子育ての安心をサポート

センターでは、子どもに関わるさまざまな機関や学校との連携を強化し、安心して子育てのできる地域づくりを進めます。

関係機関との連携を密に

4月1日(水)からスタート

保健福祉・子ども・子育て相談センター

(市役所大仁庁舎内) ☎ 0558-76-8010

健康と福祉、子育て全般に関する相談や、複数にまたがる相談などを整理し、自立に向けて必要な支援と一緒に考えていきます。

(相談内容の例)



子育て



障がい



介護



認知症



健康

課名	主な業務内容	電話番号
社会福祉課	地域福祉に関すること	☎ 0558-76-8008
	民生・児童委員、保護司	
	児童手当、児童扶養手当	
障がい福祉課	子ども医療費、ひとり親医療費	☎ 0558-76-8006
	生活保護	
	障がい福祉の推進	
障がい福祉課	障がい福祉サービスの受付・給付	☎ 0558-76-8007
	障害者手当、医療費の助成	
	障害者団体、難病患者	
長寿福祉課	高齢者福祉の推進	☎ 0558-76-8011
	高齢者タクシー券等	
	高齢者福祉施設に関すること	
健康づくり課	介護保険	☎ 0558-76-8009
	妊娠、出産、発育	
	がん検診、予防接種	
健康づくり課	生活習慣病	☎ 055-949-6820 (葦山福祉・保健センター)
	食育・栄養指導	
	健康増進に関すること	

※大仁庁舎の配置図は次ページをご覧ください。

障がい者相談支援事業所

身体障がい、知的障がい、精神障がいの病気や生活、利用できるサービスについて相談ができます。

サポートセンターゆめワーク (田京 1259-294) ☎ 0558-75-5600
サポートセンター絆 (田京 1259-293) ☎ 0558-77-1221
伊豆医療福祉センター相談支援事業所サポートセンターみらいず (寺家 202) ☎ 055-949-1165
サポートセンターいずのくに (四日町 302-1) ☎ 055-949-5818

児童発達支援センター “きららか”

臨床心理士などの専門スタッフが、子どもの発達や行動が気になる、発育に不安があるなどの相談に応じます。また、児童発達支援や放課後等デイサービスを実施します。

※4月1日(水)からスタート

伊豆の国市児童発達支援センター「きららか」
(葦山多田 610-1)

※電話番号は決まり次第、広報紙などでお知らせします。

地域包括支援センター

高齢者や家族の立場に立って相談を受け、介護保険や福祉、医療など、必要なサービスが受けられるように支援します。困ったことがあった時は、無料で相談に応じます。現在、2カ所の地域包括支援センターは、4月から3カ所になります。

長岡地域包括支援センター	北江間 45-1
葦山地域包括支援センター	四日町 302-1
大仁地域包括支援センター	白山堂 408-9

※電話番号は決まり次第、広報紙などでお知らせします。

相談したい内容が明確で、相談先がご自身でわかる場合は、その相談先に直接連絡をしてください。

これまでの課でも相談できます

基本的には、給付などの業務は現行のままとなります。各種申請などは内容に応じ、その担当課の窓口をご利用ください。